

# 森林環境譲与税について

## ○森林環境譲与税とは

地球温暖化や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を国民一人ひとりが等しく負担して森林を支えるという観点から、課税されることが決まりました。

令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として1,000円を市町村が徴収します。国にいったん集められた森林環境税をもとに、市区町村と都道府県に再配分するものが森林環境譲与税です。森林の整備及びその促進に関する施策の促進に対応するため、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から前倒しで譲与され、活用しています。

## ○森林環境譲与税と使い道

森林環境譲与税の使い道は、法律で定められており、計画的かつ効率的に活用するため、当面の活用に向け、津別町では次の4点に充てることとして、基本方針を定めています。

- ①森林整備の推進
- ②人材育成・担い手確保
- ③木材利用の促進
- ④普及啓発



▲リンク先二次元コード

津別町がこれまでに、活用した森林環境譲与税は下記のとおりです。

基本方針と活用実績の詳細はホームページに掲載しています。リンク先をご参照ください。

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
森林環境譲与税	12,075	25,660	25,804	30,930
森林環境譲与税充当額	0	23,951	8,289	50,666
内訳	森林整備の推進	19,496	4,046	34,058
	人材育成・担い手の確保	4,455	4,243	3,578
	木材利用の促進			13,030
	普及啓発			
	基金積立	12,075	1,709	17,515

## クマに注意してください！

町内でクマの目撃や出没の痕跡の情報が、役場に複数寄せられています。

町ホームページでは、「ひぐまっぷ」で2か年分の出没情報を閲覧できます。

津別町のホームページの『トップページ』>『ホーム』>『暮らし・手続き』>『ペット・動物』>『ヒグマ出没情報』>『ヒグマ出没情報(ひぐまっぷ)』に掲載されています。

[https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/kurashi\\_tetsuzuki/pet\\_dobutsu/1/1416.html](https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/kurashi_tetsuzuki/pet_dobutsu/1/1416.html)



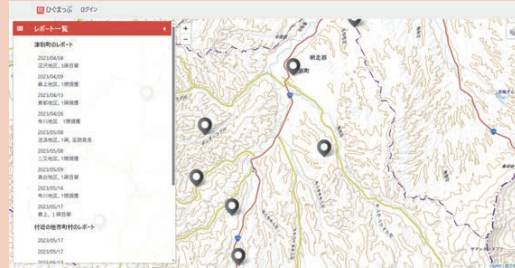
外出の際は、十分注意して行動してください。

### クマに出遭わないために

- ①普段からクマの出没情報に注意し、出没地域には入らない。
- ②必ず2人以上で行動し、単独で山に入らない。
- ③食べ残しや食べ物の容器を野外に置かない(クマを引き寄せる原因になる)。
- ④明け方や夕暮れ時はクマの活動が活発な時間なので注意する。
- ⑤クマの足跡やふんなどを見つけた場合は、その先に進まず引き返す。
- ⑥鈴や笛、ラジオなどを身に付け、音を出しながら行動する。

### クマに出遭ってしまったら

- ①後ずさりしながら静かに立ち去る。
- ②大声を上げたり、攻撃したり、背中を見せて走らない。
- ③子グマを見ても近寄らない(近くに必ず親グマがいます)。



## 募集期間

6月7日(金)～6月14日(金)  
(土日を除く)

## 受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

## 入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)
- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

## 今回公募する公営住宅(入居予定時期6月下旬)

津別町HP 住宅情報



### 町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
まちなか団地	旭町1 1番地1	H23/3LDK	24,200円～36,000円	1台 300円	600円	世帯用

### 特定公共賃貸住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
シャレーイーストタウン	東3条3 3番地	H5/1LDK	25,000円	1台 300円	700円	単身用
本岐団地	本岐4番地1	H 30/1LDK	30,000円	住宅横 駐車可	100円	単身用
緑町第2団地	緑町7番地1	H 23/1LDK	30,000円	1台 300円	700円	単身用
旭町かえで第2団地	旭町6 5番地7	H9/2LDK	35,000円	1台 300円	700円	世帯用

## 提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

## 入居にあたっての留意事項

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位：千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。  
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口

☎77-8390